

## 実施計画審査意見書

### 116 (仮称) サントリー神奈川工場建設事業

(仮称) サントリー神奈川工場建設事業(以下「本件事業」という。)は、サントリー株式会社が、首都圏における清涼飲料水の供給能力を増強するため、綾瀬市深谷字与蔵山6,690番1ほかの面積約131,500平方メートルの敷地(以下「実施区域」という。)に、生産拠点を整備しようとするものである。

実施区域は、綾瀬市の中央部東側に位置しており、北側が厚木基地、東側が綾瀬工業団地、南側が工場、住宅等が混在した地域、西側及び西南側が住宅地となっている。

本件事業は、工業専用地域内の工場跡地に新たに工場を建設する事業であるが、実施区域が住宅地に隣接していること、大量の地下水の揚水を計画していること、配送車両等の運行により交通量が増大することなどから、工事の実施や供用による環境への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業の環境影響予測評価実施計画書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響予測評価書案の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

#### 1 評価項目の選定について

##### (1) 大気汚染(粉じん)

建設機械の稼働による粉じんは、大規模な土地改変を行わないことなどから選定しないとしているが、造成工事の施工により、実施区域に隣接している住宅地に、粉じんの影響が及ぶことが懸念されるので、粉じんを評価項目として選定すること。

##### (2) 景観

景観は、特筆すべき自然景観資源等が存在しないことから選定しないとしているが、施設の存在により、身近な慣れ親しんだ景観が変化するので、景観を評価項目として選定すること。

#### 2 調査及び予測計画について

##### (1) 大気汚染(二酸化窒素)

工事用車両等の走行による二酸化窒素の予測方法については、寄与濃度及びバックグラウンド濃度を個々に二酸化窒素濃度として算出した後、合算するとしているが、窒素酸化物濃度と二酸化窒素濃度の関係が非線形であることから、それぞれを窒素酸化物濃度として算出し、それらの合算した数値を二酸化窒素濃度に変換すること。

##### (2) 水象(地下水)

地下水の調査範囲は、揚水により地下水位の変化が生ずると想定される範囲としているが、日量約3,000～5,000立方メートルの揚水により、地下水位の低下が広範囲に及ぶことも懸念されるので、綾瀬市だけでなく周辺の各市も調査範囲とすることを検討すること。

##### (3) 安全(交通)

交通の調査及び予測地点は、工事用車両及び関係車両の走行ルート上の2地点等としているが、配送車両等の運行により、綾瀬大橋入口交差点において渋滞が発生することも懸念されるので、当該交差点を調査及び予測地点として追加すること。

#### 3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容について

緑化計画の具体化に当たっては、本件事業による周辺住宅地への影響の緩和やより良い地域環境の創出に配慮して、緑地の配置や植栽樹種の選定等を行うこと。

#### 4 循環型社会の形成に向けた取組について

循環型社会の形成に向けて、生産者としての責務を果たす上での容器のリサイクル等に関する基本的な考え方を示した上で、本件事業において具体的にどのような取組をしようとしているのかを明らかにすること。